

# 日本の技術をいのちのために委員会 定款

平成21年8月17日作成

平成22年6月29日改訂

平成26年4月9日改訂

平成27年4月22日改訂

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、日本の技術をいのちのために委員会と称する。

### (事務所)

第2条 この会は、活動目的に応じて事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この会は、大学・公的研究機関との緊密な連携のもと、すぐれた技術シーズを持つ日本企業による先端医療機器開発を活性化し、また、医療機器・ヘルスケア機器産業を活性化し、医療工学水準を向上させることを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

いのち(命)のために、日本の技術を育てようという事業環境を創出する機運の醸成に向けた情報発信

いのち(命)のために、日本の技術を育てる活動をする事業者を応援する世論と、評価される人と技術の担い手の関係を構築するための活動

医療機器・ヘルスケア機器開発に取り組む企業や研究者が、人々の命や健康に貢献していると正しく評価され、支持される世論をつくるための活動。

### (事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 継続事業

シンボルマーク・ロゴ等の普及

ウェブサイト運営

顕彰事業

#### (2) 年度事業

年間テーマによるプロジェクト事業

(例) 新聞、テレビ等の広告、医学系の学会等における広報活動等々

医療機器によりいのちを救われた患者の体験報告会

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この会の会員は、次の2種とし、正会員をもって総会議決権を持つ者とする。

(1) 正会員 この会の目的に賛同してこの会の運営・活動に積極的に参画するため入会した個人及び団体。

(2) 賛助会員 この会の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の資格を取得する条件は、定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行

する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この会の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この会の事務を処理するため、この会に事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第 21 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項  
(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第 51 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

（資産の区分）

第 40 条 この会の資産は、継続事業に関する資産と、単年度事業のために分けて管理される資産との、2種とする。

（資産の管理）

第 41 条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この会の会計は、特定非営利活動法第 27 条各号に掲げる規則に準じて行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 この会の会計は、これを分けて継続事業に関する会計、単年度事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条 この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、

毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第 53 条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この会の公告は、この会のウェブサイトに掲示して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この会の成立の日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 妙 中 義 之

副理事長 巽 英 介

理 事 中 野 壮 陸

同 日 吉 和 彦

監 事 日根野 文三

3 この会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、この会の成立の日から平成22年3月31日までとする。

4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この会の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この会の成立の日から平成22年3月31日までとする。

6 この会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員（個人） 年額 10,000 円／1口

正会員（団体） 年額 100,000 円／1口

賛助会員（個人） 年額 1,000 円／1口

賛助会員（団体） 年額 50,000 円／1口

但し、中小企業法に定める中小企業においては、50,000 円(0.5 口)から、正会員(団体)加入を認める。

7 平成26年4月9日の事業年度変更により、乗り移りのため平成26年度は同年4月1日より翌年3月31日までの9ヶ月間とする。

これは定款である。

平成21年8月17日

日本の技術をいのちのために委員会

理事長 妙中 義之

**改訂記録**

1. 平成22年6月29日 第2条事務所表示の変更  
第 55 条附則6会費の改定
2. 平成26年4月9日 第2条事務所住所の変更  
第 49 条事業年度会期の変更  
第 55 条附則7平成 26 年度会期
3. 平成27年4月22日 第2条事務所の変更  
第3条目的の加筆  
第4条活動の種類の大

理事長認印

印



## 定款改定の経緯 詳細

改訂の承認を得た総会議案書の写し(部分)を以下に示す。

### 第1回改訂(平成22年6月29日)

#### 第4号議案 規約の改定について

##### 1. 事務所住所表示の変更

###### 変更内容

- 現行 第2条 この会は、主たる事務所を東京都港区赤坂2丁目17番62号に置く。  
2 前項のほか、従たる事務所を大阪府豊中市\*\*\*\*\*に置く。
- 改訂 第2条 この会は、主たる事務所を東京都港区に置く。  
2 前項のほか、従たる事務所を大阪府豊中市に置く。

理由 大阪の住所は理事長個人宅であり、個人情報保護の観点から詳細な表示は避けるべきであり、これにあわせて東京住所も区までの表現とする。

##### 2. 法人会費の変更

###### 変更内容

###### 現行 第55条 附則

- 6 この会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |          |    |            |
|----------|----|------------|
| 正会員(個人)  | 年額 | 10,000円    |
| 正会員(団体)  | 年額 | 100,000円   |
| 賛助会員(個人) | 年額 | 1,000円     |
| 賛助会員(団体) | 年額 | 50,000円/一口 |

###### 改訂 第55条 附則

- 6 この会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |          |    |             |
|----------|----|-------------|
| 正会員(個人)  | 年額 | 10,000円/1口  |
| 正会員(団体)  | 年額 | 100,000円/1口 |
| 賛助会員(個人) | 年額 | 1,000円/1口   |
| 賛助会員(団体) | 年額 | 50,000円/1口  |
- 但し、中小企業法に定める中小企業においては、50,000円(0.5口)から、正会員(団体)加入を認める。

理由 小企業やベンチャー企業などの積極的な加入を促進するため。

### 第2回改訂(平成26年4月9日)

#### 第2号議案規約改定について

##### 1. 事務所の変更

関西事務所を京都市山科区四ノ宮神田町4番地山科ビル内に設置したのに伴い、第2条(事務所)を変更する。

現行 第2条 この会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を大阪府豊中市に置く。

改定 第2条 この会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を京都市山科区に置く。

## 2. 事業年度会期の変更

定時総会を医療機器展示会 MEDTEC ジャパン会期中の会場にて開催することとするにあたり、同展示会会期が例年4月上旬となることとなったため、これに合わせて第49条(事業年度)を変更する。

現行 第49条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

改定 第49条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる

附則7 この会の平成26年度は、第49条の規定にかかわらず平成26年4月1日から12月31日とする。

## 第3回改訂(平成27年4月22日)

### 第2号議案 規約改定について

(1)関西事務所の閉鎖と新事務所の開設に伴い第2条(事務所)を変更する。なお本会の活動の性格に鑑み今後も随時事務局機能を分担する会員が得られる可能性があり、事務所個々の住所を表示しないこととする。

現行:第2条 この会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

改訂:第2条 この会は、活動目的に応じて事務所を置くことができる。

(2)会の活動スコープの拡大に伴い第3条(目的)を変更する。議案4において活動スコープの詳細を述べる。

現行:第3条 この会は、大学・公的研究機関との緊密な連携のもと、すぐれた技術シーズを持つ日本企業による「先端医療機器開発」を産業として活性化し、医療工学水準を向上させることを目的とする。

改訂:第3条 この会は、大学・公的研究機関との緊密な連携のもと、すぐれた技術シーズを持つ日本企業による先端医療機器開発を活性化し、また、医療機器・ヘルスケア機器産業を活性化し、医療工学水準を向上させることを目的とする。

(3)会の目的の拡大に伴い第4条(活動の種類)を変更する。

現行:第4条 この会は、～中略～先端医療機器開発に取り組む企業や研究者が、人々の命や健康に貢献していると正しく評価され、支持される世論をつくるための活動。

改訂:第4条 この会は、～中略～医療機器・ヘルスケア機器開発に取り組む企業や研究者が、人々の命や健康に貢献していると正しく評価され、支持される世論をつくるための活動。

以上